

平成31年3月15日

川西市議会議長

大矢根 秀 明 様

総務生活常任委員長

多久和 桂 子

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：平成31年3月5日）

1. 議案第1号 川西市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給料表及び一般職の職員等の勤勉手当等を改定するとともに、給与制度の適正化の観点から住居手当の支給を見直すため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 今般の改定は給料表の水準を平均0.2%引き上げ、一方では住宅所有者の住居手当を平成33年度には廃止する内容となっている。実質賃金という観点で見るとこれまで職員の収入は減少し続けており、これにより今後人材確保が困難になることが懸念されるが、見解を伺いたい。

答 本市における給与制度の基本的な考え方としては、人事院勧告に基づき改定することとしており、国では住居手当が早々に廃止されているため、本市においてもこれまで段階的に縮小し、平成33年度で廃止しようとするものである。職員採用に際しての懸念材料という点について否定はできないが、あくまで国や他団体との均衡を図ることを原則として、今後も進めていきたいと考えている。

問 住宅所有者で償還金（住宅ローン）のある者には加算措置があるが、この加算も同様の取り扱いか。

答 持ち家の世帯主で償還金がある者に対しては、特例措置として8年間月額2500円を加算していたが、それも含めて廃止となる。

問 過去3年間給与改定がなかった理由と、今回改定に至った理由について伺いたい。

答 過去3年間については、市の財政状況やラスパイレス指数を考慮し見送ってきたが、今回についてはラスパイレス指数が100を下回る試算が得られたため、改定しようとするものである。

特記事項

議案質疑資料あり（住居手当の廃止に伴う影響人数と影響額について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

2 . 議案第 2 号 平成 3 0 年度川西市一般会計補正予算 (第 6 回)

<p>議案の概要</p> <p>職員の給与改定等に伴う人件費の補正。</p> <p>第 1 表 歳入の全部。</p> <p>歳出第 1 款議会費。</p> <p>第 2 款総務費のうち第 1 項総務管理費第 7 目公共施設マネジメント費を除く全部。</p> <p>第 3 款民生費のうち第 1 項社会福祉費第 2 目人権推進費及び第 3 目総合センター費。</p> <p>第 4 款衛生費のうち第 2 項環境衛生費及び第 3 項清掃費。</p> <p>第 5 款労働費。第 6 款農林業費。第 7 款商工費。第 9 款消防費。</p> <p>第 1 2 款公債費。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>第 1 表 歳入</p> <p>なし</p> <p>同 歳出</p> <p>なし</p>
<p>特記事項</p> <p>議案質疑資料あり (職員の給与改定に伴う職種別の影響人数と影響額について)</p>
<p>審査結果 原案可決 (全員賛成)</p>